

農事組合法人のための
農業協同組合法等に基づく諸手続の手引き

令和7年3月

三重県農林水産部農産物安全・流通課

目次

1. 総会で事業報告書及び計算書類を決議したとき	2
2. 役員を選任したとき	4
3. 定款を変更したとき	5
4. 組織変更をしたとき	7
5. 解散をしたとき	9
6. 清算が終了したとき	11
7. その他の届出	12
8. その他の登記必要事項	13
9. 各種届出の提出先	14
10. インターネットでの届出提出	15
11. (参考)組織変更について	16
12. 各種様式	19



当手引きは三重県庁 HP にも掲載しています。

←こちらから当該 HP にアクセスいただけます。

URL:https://www.pref.mie.lg.jp/NKEIEI/HP/70405001993_00001.htm

はじめに

農事組合法人は設立後、農業協同組合法等において都道府県への各種届出の提出及び法務局への登記が義務付けられています。

特に、議決事項届出書については総会の開催と紐づいていることから、毎年提出が必要な届出となりますので、ご注意ください。

主な手続をまとめると以下の表のとおりとなります。

手続を必要とする場面	必要な手続	ページ
1. 総会で事業報告書 及び計算書類を決議したとき	(1) 議決事項届出書の提出	2
2. 役員を選任したとき (役員を改選したとき)	(1) 登記(※理事を選任したとき) (2) 代表(常勤)役員の報告書の提出(※必要に応じて)	4
3. 定款を変更したとき	(1) 定款変更届出書の提出 (2) 登記(※必要に応じて)	5
4. 組織変更をしたとき	(1) 農事組合法人組織変更届の提出 (2) 登記	7
5. 解散をしたとき	(1) 農事組合法人解散届出書の提出(※必要に応じて) (2) 登記	9
6. 清算が終了したとき	(1) 農事組合法人清算終了登記の完了届出書の提出 (2) 登記	11

次ページより場面ごとに必要な手続や提出いただく書類等を詳細にまとめておりますので、ご参照ください。

1. 総会で事業報告書及び計算書類を決議したとき

総会で事業報告書及び計算書類を決議したときに提出が必要となる議決事項届出書は、毎年提出していただく必要がございますので、ご留意ください。詳細は(1)をご参照ください。

(1) 農事組合法人の議決事項届出書の提出(毎年1回以上)

◇ 以下の書類について、総会で決議したときは、届出書(P.20)にその総会の議事録の謄本と以下の書類を添えて、2週間以内に知事に届け出てください¹。

出資農事組合法人	非出資農事組合法人
1. 事業報告書 2. 貸借対照表 3. 損益計算書 4. 剰余金処分案又は 損失処理案	1. 事業報告書 2. 財産目録

◇ これらの書類(以下、「事業報告等」という。)は事業年度ごとの作成が義務付けられており²、総会で決議を経るものとされています³。また、総会は少なくとも毎年1回開くこととなっていますので⁴、議決事項届出書は毎年ご提出いただく必要があります。

◇ 理事は通常総会の日⁵の1週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供し、かつ、主たる事務所に備えて置かなければなりません⁵。また、理事は、監事の意見を記載した書面、又は記録した電磁的記録を添えて、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供しなければなりません⁶。

¹ 農業協同組合法施行細則(昭和49年三重県規則第39号。以下、「細則」という。)第31条第8項において準用する同細則第10条

² 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下、「法」という。)第72条の25第1項

³ 法第72条の29第1項第3号

⁴ 法第72条の26

⁵ 法第72条の25第3項

⁶ 法第72条の25第6項

- ◇ 事業報告書は法人の状況を正確に把握することができるよう、明瞭に記載・記録してください⁷。
- ◇ 貸借対照表は法人の財産状態を明らかにするため、各事業年度の末日における全ての資産、負債及び純資産を記載・記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければなりません⁸。
- ◇ 損益計算書は法人の損益状況を明らかにするため、各事業年度における全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載・記録し、組合員その他の利害関係人に対し、これらを正しく表示するものでなければなりません⁹。
- ◇ 剰余金処分案又は損失処理案について不足している例が散見されますので、添付のうえご提出くださいますようお願い申し上げます（ご参考までに以下にこれらの書類のイメージを記載しております。）。

（参考）剰余金処分案又は損失処理案のイメージ

◇ 剰余金処分案

科目	金額
I 当期末処分剰余金	××××
II 剰余金処分量	
1 利益準備金	×××
2 任意積立金	×××
3 従事分量配当金	×××
4 出資配当金	×××
III 次期繰越剰余金	××××

◇ 損失処理案

科目	金額
I 当期末処理損失金	××××
II 損失金処理額	
1 利益準備金取崩額	×××
2 任意積立金取崩額	×××
III 次期繰越損失金	××××

⁷ 農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号。以下、「規則」という。）第 217 条第 1 項

⁸ 規則第 217 条第 2 項

⁹ 規則第 217 条第 3 項

2. 役員を選任したとき(役員改選をしたとき)

農事組合法人が理事を選任したときは、2週間以内に法務局で登記を行う必要があります。また、代表又は常勤の役員を選任したときは、直ちに知事へ報告する必要があります。

(1) 登記(※理事を選任したとき)

- ◇ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格については、変更が生じたとき2週間以内に、変更の登記を行うこととなっています¹⁰。
- ◇ 役員を選任したときは、重任(役員の任期が満了した後、間を置かずに同じ人が役員に再任された場合)であっても上記の規定により登記が必要です。
- ◇ 理事の任期は3年以内において定款で定める¹¹とされていることから、少なくとも3年に1回は登記を行う必要があります。
- ◇ 農事組合法人は、法において理事全員に代表権が存在する旨が規定されている¹²ため、定款上代表理事制を執っていたとしても、理事全員の登記が必要です。

【罰則規定】

この登記を怠った場合、50万円以下の過料に処する罰則規定があります¹³。

(2) 農事組合法人代表(常勤)役員の報告書の提出(※必要に応じて)

- ◇ 選任した役員が、代表又は常勤の役員である場合、その役職名及び氏名を直ちに知事に報告してください¹⁴(P.21)。
- ◇ この報告書については重任であってもご提出ください。

¹⁰ 組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下、「登記令」という。)第3条第1項

¹¹ 法第73条第2項において準用する同法第31条第1項

¹² 法第72条の19

¹³ 法第101条第1項第2号

¹⁴ 細則第31条第10項において準用する同細則第20条

3. 定款を変更したとき

(1) 農事組合法人定款変更届出書の提出

- ◇ 定款を変更したときは、変更の日から2週間以内¹⁵に以下の書類を添えて知事に届け出てください¹⁶。

必要書類
1. 登記事項証明書
2. 定款
3. 定款の変更の事由を記載した書面
4. 定款の新旧対照表
5. 定款の変更に係る総会の議事録謄本

- ◇ ご提出いただく際は、届出の送付状(P.22)も併せてご提出ください。

【罰則規定】

この届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、50万円以下の過料に処する罰則規定があります¹⁷。

¹⁵ 法第72条の29第2項

¹⁶ 細則第31条第2項

¹⁷ 法第101条第1項第4号

(2) 登記（※必要に応じて）

- ◇ 定款に記載・記録しなければならないとされている事項¹⁸は以下のとおりであり、このうち登記が必要となる事項¹⁹については、登記必要事項の欄に「○」を記入しています。

- ◇ 登記必要事項については、変更した際、2週間以内に登記が必要となります²⁰。

- ◇ 非出資農事組合法人であれば以下の事項のうち、6～9及び14の事項について記載・記録する必要はありません。

登記必要 事項	定款記載事項
○	1. 事業
○	2. 名称
○	3. 地区
○	4. 事務所の所在地
	5. 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
○	6. 出資一口の金額及びその払込みの方法
	7. 一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
	8. 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
	9. 利益準備金の額及びその積立ての方法
	10. 事業年度
○	11. 公告の方法
	12. 役員の定数、職務の分担及び任免に関する規定
○	13. 組合の存立時期を定めたときはその時期
	14. 現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数

【罰則規定】

この登記を怠った場合、50万円以下の過料に処する罰則規定があります²¹。

¹⁸ 法第72条の16

¹⁹ 登記令第2条

²⁰ 登記令第3条第1項

²¹ 法第101条第1項第2号

4. 組織変更をしたとき

法令において、出資農事組合法人は株式会社²²に、非出資農事組合法人は一般社団法人²³にそれぞれ組織を変更できると規定されています。

なお、組織変更の流れ等については、「11. (参考) 組織変更について (P.16)」で詳しく解説しております。

(1) 農事組合法人組織変更届の提出

- ◇ 組織変更をしたときは、遅滞なく²⁴以下の書類を添えて知事に届け出てください²⁵。

必要書類
1. 登記事項証明書(農事組合法人及び変更後組織のもの)
2. 定款(変更後組織のもの)
3. 組織変更計画書
4. 組織変更の決議に係る総会の議事録謄本
5. 法第74条の書面又は電磁的記録(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの)

- ◇ ご提出いただく際は、届出の送付状(出資法人から株式会社へ変更する場合は P.23、非出資組合から一般社団法人へ変更する場合は P.25)も併せてご提出ください。

【罰則規定】

この届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、100万円以下の過料に処する罰則規定があります²⁶。

²² 法第73条の2

²³ 法第77条

²⁴ 法第73条の10又は法第80条において準用する同法第73条の10

²⁵ 細則第31条第11項

²⁶ 法第100条の7第4号

(2) 登記

- ◇ 組織変更をしたときは、その効力を生ずる日から2週間以内に登記をしなければならぬとされています²⁷²⁸。

【罰則規定】

この登記を怠った場合、100万円以下の過料に処する罰則規定があります²⁹。

²⁷ 法第73条の9第1項

²⁸ 登記令第29条第2項

²⁹ 法第100条の7第3号

5. 解散をしたとき

(1) 農事組合法人解散届出書の提出（※合併及び解散命令以外の事由により解散したとき）

◇ 農事組合法人は以下の事由により解散することとなっています³⁰。

- ① 総会の決議
- ② 合併
- ③ 破産手続開始の決定
- ④ 存続時期の満了
- ⑤ 解散の命令
- ⑥ 組合員が3人未満になり、そのなった日から引き続き6月間その組合員が3人以上にならなかつた場合³¹

◇ 上記のうち②及び⑤以外の事由により解散をしたときは、解散の日から2週間以内に以下の書類を添えて知事に届け出てください³²³³。

出資農事組合法人	非出資農事組合法人
1. 解散の事由	1. 解散の事由
2. 解散の決議に係る総会議事録の謄本（※①により解散した場合）	2. 解散の決議に係る総会議事録の謄本（※①により解散した場合）
3. 解散した時の年月日を記載した書面（※⑥により解散した場合）	3. 解散した時の年月日を記載した書面（※⑥により解散した場合）
4. 最近の財産目録及び貸借対照表	4. 最近の財産目録
5. 解散に係る登記事項証明書	5. 解散に係る登記事項証明書

◇ ご提出いただく際は、農事組合法人解散届出書（P.27）も併せてご提出ください。

【罰則規定】

この届出をせず、又は虚偽の届出をした場合、50万円以下の過料に処する罰則規定があります³⁴。

³⁰ 法第73条第4項において準用する同法第64条第1項

³¹ 法第72条の34第1項

³² 法第72条の34第2項

³³ 細則第31条第5項

³⁴ 法第101条第1項第4号

(2) 登記(※(1)の②及び③以外の事由により解散したとき)

◇ (1)の②及び③以外の事由により解散したときは、2週間以内に解散の登記をしなければならぬとされています³⁵。

【罰則規定】

この登記を怠った場合、50万円以下の過料に処する罰則規定があります³⁶。

³⁵ 登記令第7条

³⁶ 法第101条第1項第2号

6. 清算が終了したとき

(1) 農事組合法人清算終了登記の完了届出書の提出

- ◇ 清算が終了したとき、清算人は清算終了に係る登記事項証明書を添えて、遅滞なく³⁷知事に届け出てください³⁸。
- ◇ ご提出いただく際は、農事組合法人清算終了登記の完了届出書(P.28)も併せてご提出ください。

(2) 登記

- ◇ 清算が終了したときは、清算終了の日から2週間以内に、清算終了の登記をしなければならないとされています³⁹。

【罰則規定】

この登記を怠った場合、50万円以下の過料に処する罰則規定があります⁴⁰。

³⁷ 細則第31条第7項

³⁸ 法第72条の44

³⁹ 登記令第10条

⁴⁰ 法第101条第1項第2号

7. その他の届出

◇ 1～6の事項で挙げたもの以外に、県への提出を求めている届出は以下の表のとおりです。

届出の提出を必要とするとき	届出の名称
新たに農事組合法人を設立してする合併をしたとき	農事組合法人合併届出書(新設合併の場合)(P.28)
他の農事組合法人を吸収してする合併をしたとき	農事組合法人合併届出書(吸収合併の場合)(P.29)
農事組合法人の組合員その他利害関係人が、法第72条の22の規定により一時理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするとき	農事組合法人の仮理事選任請求書(P.31)
役員が法第73条第2項の規定で準用する同法第35条の6第1項又は第8項の規定による損害賠償をしたとき	農事組合法人理事の損害賠償結果の報告書(P.32)

8. その他の登記必要事項

◇ 出資農事組合法人は出資の総口数及び払い込んだ出資の総額について変更したとき、毎事業年度末現在により、当該末日から4週間以内⁴¹に変更の登記をしなければなりません⁴²。

◇ これらの他、以下の事項についても登記が必要です。

登記が必要となる場面	登記する事項
(1) 電子公告を公告の方法とする旨の定めがあるとき (当該事項を変更する場合も含む)	・ 電子公告関係事項の登記
(2) 主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したとき	・ 旧所在地においては移転の登記 ・ 新所在地においては登記令第2条第2項各号に掲げる事項の登記
(3) 法第73条第4項の規定で準用する同法第64条の3の規定により継続したとき	・ 継続の登記
(4) 合併をするとき	・ 合併により消滅する法人については解散の登記 ・ 合併後存続する法人については変更の登記 ・ 合併により設立する法人については設立の登記

⁴¹ 登記令第3条第2項

⁴² 登記令第3条第1項

9. 各種届出の提出先

農事組合法人における各種届出の提出先は、その主たる事務所の所在地を所管する農林水産事務所、農林事務所又は農政事務所となっています⁴³。

各事務所の所管市町及びお問い合わせ先は以下の表のとおりです。

なお、本庁担当課は農林水産部農産物安全・流通課(059-224-2437)となります。

市町名	所管事務所(届出提出先)	担当部署	電話番号
桑名市	桑名農政事務所	農政室 地域農政課	0594-24-7421
いなべ市			
木曾崎町			
東員町			
四日市市	四日市農林事務所	農政室 農業振興課	059-352-0627
菰野町			
朝日町			
川越町			
鈴鹿市			
亀山市			
津市	津農林水産事務所	農政室 地域農政課	059-223-5102
松阪市	松阪農林事務所	農政室 農業振興課	0598-50-0564
多気町			
明和町			
大台町			
伊勢市	伊勢農林水産事務所	農政室 農業振興課	0596-27-5168
鳥羽市			
志摩市			
玉城町			
度会町			
大紀町			
南伊勢町			
伊賀市	伊賀農林事務所	農政室 農業振興課	0595-24-8141
名張市			
尾鷲市	尾鷲農林水産事務所	農政・農村基盤室 地域農政課	0597-23-3498
紀北町			
熊野市	熊野農林事務所	農政室 地域農政課	0597-89-6122
御浜町			
紀宝町			

⁴³ 細則第32条

10. インターネットでの届出提出

農事組合法人における各種届出は三重県電子申請・届出システムよりインターネットでご提出いただけます。

メールアドレスがあれば申請可能であり、各種書類の印刷・郵送も不要になりますので、ぜひご活用ください。

また、送り状は入力された情報から自動的に作成されますので、添付不要です。

操作については「三重県電子申請・届出システムによる農事組合法人向け申請マニュアル」をご覧ください(以下の2次元コードからご覧いただけます。)



三重県電子申請・届出システムはこちら



マニュアル(ダウンロード)はこちら

(システム画面。三重県 HP の「各種手続・サービス」→電子申請から)

三重県 電子申請・届出システム

ログイン

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

いつでも、どこでも、行政手続きをインターネットで行うことができます

手続き申込へ

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

検索項目を入力(選択)して、手続きを検索してください。

検索キーワード: 農事組合法人 類義語検索を行う

カテゴリ選択:

操作時間を延長する

配色を変更する

文字サイズを変更する

11. (参考) 組織変更について

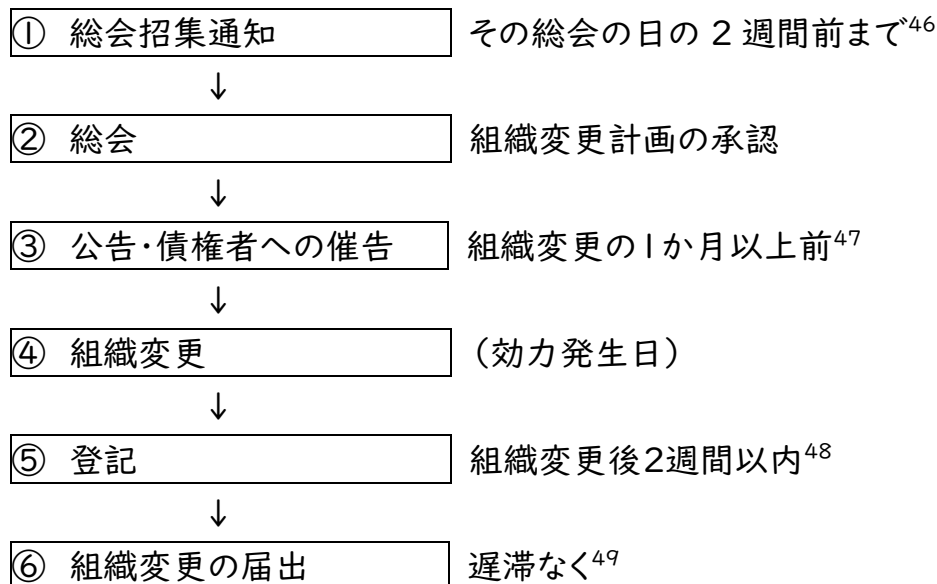
出資農事組合法人は株式会社⁴⁴に、非出資農事組合法人は一般社団法人⁴⁵に組織を変更できると規定されています。

組織変更とは、法人の清算・設立という手続は必要なく、組織変更計画の総会承認等と登記により法人の同一性は維持したまま株式会社又は一般社団法人となる制度です。

なお、組織変更を行う場合に作成する変更後組織の定款において、公証人による認証は不要です。

組織変更の流れ及び組織変更届の添付書類について、以下に詳しくまとめておりますので、ご参照ください。

(1) 組織変更の流れ



⁴⁴ 法第73条の2

⁴⁵ 法第77条

⁴⁶ 法第73条の3第3項

⁴⁷ 法第73条の3第6項において準用する同法第49条第2項又は法第80条において準用する同法第49条第2項

⁴⁸ 登記令第29条第2項

⁴⁹ 法第73条の10又は法第80条において準用する同法第73条の10

(2) 組織変更届の添付書類について⁵⁰

① 登記事項証明書（農事組合法人及び変更後組織のもの）

- ◇ 組織変更後、法務局にて農事組合法人の解散登記と変更後組織の設立登記を行うこととなりますので、その際にそれぞれの登記事項証明書を取得し、添付してください。

② 定款（変更後組織のもの）

- ◇ 変更後組織の定款を添付してください。
- ◇ 公証人による定款の認証は不要です。

③ 組織変更計画書

- ◇ 総会で承認を経る必要があります⁵¹。
- ◇ 組織変更計画書に定める事項は、株式会社へ組織変更する場合と一般社団法人へ組織変更する場合で異なります。詳しくは参考様式の別紙Ⅰ（P.24又はP.26）をご参照ください。

④ 組織変更の決議に係る総会の議事録謄本

⑤ 法第74条の書面又は電磁的記録（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの）

組織変更の際に行うべき一部の手続の経過等に関する事項を記録した書面又は電磁的記録⁵²のことです。ここでいう手続及び実際に提出いただいている書類について、次ページにそれぞれまとめておりますので、ご参照ください。

⁵⁰ 細則第31条第11項

⁵¹ 法第73条の3第1項又は法第78条第1項

⁵² 法第74条第1項又は法第80条で準用する同法第74条第1項

I. 前ページの⑤でいう手続

◇ 組織変更をする場合、以下の事項を官報に公告したうえで、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければなりません⁵³。なお、この公告を定款の定めに従い、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告により行う場合、各別の催告は必要ありません⁵⁴。

一. 組織変更をする旨

二. この公告の日又は催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表（非出資農事組合法人の場合は財産目録）を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあつては、その旨）

三. 債権者が一定の期間内（1か月以上）に異議を述べることができる旨

◇ 上記の三で定めた期間内に債権者が異議を述べなかったときは、組織変更を承認したものとみなされます⁵⁵。

◇ 債権者が異議を述べたときは、農事組合法人は、以下のいずれかを行う必要があります⁵⁶。

一. 弁済

二. 相当の担保の提供

三. その債権者に弁済を受けさせることを目的とした、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への相当の財産の信託

ただし、組織変更をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

II. 前ページの⑤として実際に提出いただいている書類（参考）

◇ 催告書の写し

◇ 公告の写し

◇ 上申書（異議の有無及びそれに係る手続の経過について記載したものなど）

⁵³ 法第73条の3第6項において準用する同法第49条第2項又は法第80条において準用する同法第49条第2項

⁵⁴ 法第73条の3第6項において準用する同法第49条第3項又は法第80条において準用する同法第49条第3項

⁵⁵ 法第73条の3第6項において準用する同法第50条第1項又は法第80条において準用する同法第50条第1項

⁵⁶ 法第73条の3第6項において準用する同法第50条第2項又は法第80条において準用する同法第50条第2項

12. 各種様式

法令に基づく各種様式を次のページより載せておりますので、届出提出の際にご活用ください。

様式の目次

1. 農事組合法人の議決事項届出書	20
2. 農事組合法人代表(常勤)役員の報告書	21
3. 農事組合法人定款変更届出書	22
4. 農事組合法人組織変更届(株式会社への組織変更の場合)	23
5. 農事組合法人組織変更届(一般社団法人への組織変更の場合)	25
6. 農事組合法人解散届出書	27
7. 農事組合法人清算終了登記の完了届出書	28
8. 農事組合法人合併届出書(新設合併の場合)	29
9. 農事組合法人合併届出書(吸収合併の場合)	30
10. 農事組合法人の仮理事選任請求書	32
11. 農事組合法人理事の損害賠償結果の報告書	33

(第31条第8項様式)

農事組合法人の議決事項届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
名称
代表者氏名

農業協同組合法第72条の29第1項及び定款の規定により、下記の事項について総会の決議を得ましたので、農業協同組合法施行細則第31条第8項において準用する同細則第10条の規定により、総会の議事録の謄本を添えてお届けします。

記

(議決事項)

1. 事業報告書、財産目録（非出資組合に限る。）、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案。

(第31条第10項様式)

農事組合法人代表（常勤）役員の報告書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
名称
代表者氏名

本農事組合法人の代表（常勤）役員は、 年 月 日開催の理事会において下記のとおり決定しましたので、農業協同組合法施行細則第31条第10項において準用する同細則第20条の規定により報告します。

記

役 職 名	氏 名
農事組合法人の代表	
専 務 理 事	
常 務 理 事	

(第31条第2項様式)

農事組合法人定款変更届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
名称
代表者氏名

本農事組合法人は、定款の一部を変更しましたので、農業協同組合法第72条の29第2項及び農業協同組合法施行細則第31条第2項の規定により、関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 登記事項証明書
2. 変更後の定款
3. 定款変更の事由を記載した書面
4. 定款の新旧対照表
5. 定款変更に係る総会の議事録謄本

(第 3 1 条第 1 1 項様式) (株式会社への組織変更の場合)

農事組合法人組織変更届

年 月 日

三重県知事 へ

住所

株式会社(有限会社)の商号

代表者氏名

農事組合法人〇〇〇〇は、株式会社〇〇〇〇に組織変更しましたので、農業協同組合法第 73 条の 10 及び農業協同組合法施行細則第 31 条第 11 項の規定により、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 登記事項証明書(農事組合法人及び株式会社)
2. 定款(株式会社)
3. 組織変更計画書(別紙 1 参照)
4. 組織変更の議決に係る総会の議事録謄本
5. 農業協同組合法第 74 条の書面又は電磁的記録(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの)

(別紙1)

組織変更計画書 記載内容 (農業協同組合法第73条の3第1項でいう組織変更計画)

- 1 組織変更後の株式会社 (以下「組織変更後株式会社」という。) の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数
- 2 1に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項
- 3 組織変更後株式会社の取締役の氏名
- 4 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合
組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称
 - ロ 組織変更後株式会社が監査役設置会社 (監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。) である場合
組織変更後株式会社の監査役の氏名
 - ハ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合
組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称
- 5 組織変更をする農事組合法人の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後株式会社の株式の数 (種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数) 又はその数の算定方法
- 6 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の株式の割当てに関する事項
- 7 組織変更後株式会社が組織変更の際して組織変更をする農事組合法人の組合員に対してその持分に代わる金銭を支払うときは、その額又はその算定方法
- 8 組織変更をする農事組合法人の組合員に対する前号の金銭の割当てに関する事項
- 9 組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項
- 10 組織変更がその効力を生ずる日
- 11 その他農林水産省令で定める事項

(第31条第11項様式) (一般社団法人への組織変更の場合)

農事組合法人組織変更届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
一般社団法人の商号
代表者氏名

農事組合法人〇〇〇〇は、一般社団法人〇〇〇〇に組織変更しましたので、農業協同組合法第80条において準用する同法第73条の10及び農業協同組合法施行細則第31条第11項の規定により、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 登記事項証明書 (農事組合法人及び一般社団法人)
2. 定款 (一般社団法人)
3. 組織変更計画書 (別紙1参照)
4. 組織変更の議決に係る総会の議事録謄本
5. 農業協同組合法第74条の書面又は電磁的記録 (電磁的記録にあつては、当該電磁的記録を用紙に出力したもの)

(別紙1)

組織変更計画書 記載内容 (農業協同組合法第78条第1項でいう組織変更計画)

- 1 組織変更後の一般社団法人(以下「組織変更後一般社団法人」という。)の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項
- 2 1に掲げるもののほか、組織変更後一般社団法人の定款で定める事項
- 3 組織変更後一般社団法人の理事の氏名
- 4 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合
組織変更後一般社団法人の監事の氏名
 - ロ 組織変更後一般社団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合
組織変更後一般社団法人の会計監査人の氏名又は名称
- 5 組織変更後一般社団法人の社員の氏名又は名称及び住所
- 6 組織変更がその効力を生ずる日
- 7 その他農林水産省令で定める事項

(第 3 1 条第 5 項様式)

農事組合法人解散届出書

年 月 日

三重県知事 あて

住所
名称
清算人代表

このたび農事組合法人〇〇を解散しましたので、農業協同組合法第 72 条の 34 第 2 項及び農業協同組
合法施行細則第 31 条第 5 項の規定により、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 解散の事由
2. 解散の議決に係る総会の議事録謄本（農業協同組合法第 72 条の 34 第 1 項に規定する組合員が 3
人未満になり、そのなった日から引き続き 6 月間その組合員が 3 人以上にならなかった期間を経過
して解散する場合にあっては、当該解散したときの年月日）
3. 最近の財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあっては財産目録）
4. 解散に係る登記事項証明書

(第31条第7項様式)

農事組合法人清算終了登記の完了届出書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
名称
清算人代表

本農事組合法人は、清算終了の登記を完了しましたので、農業協同組合法施行細則第31条第7項の規定により、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 清算終了に係る登記事項証明書

(第31条第3項様式)

農事組合法人合併届出書（新設合併の場合）

年 月 日

三重県知事 へ

住所
名称
代表者氏名

このたび関係農事組合法人が合併し、農事組合法人〇〇を新たに設立しましたので、農業協同組合法第72条の35第3項及び農業協同組合法施行細則第31条第3項の規定により、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 登記事項証明書
2. 合併後の定款
3. 被合併農事組合法人ごとの合併の事由を記載した書面
4. 合併契約書謄本
5. 被合併農事組合法人ごとの合併の議決に係る総会の議事録謄本
6. 役員名簿
7. 組合員名簿
8. 組合員に法第72条の13第1項第2号から第4号までに該当する者がいるときはその名称および所在地又は氏名及び住所を記載した書面

(第31条第4項様式)

農事組合法人合併届出書（吸収合併の場合）

年 月 日

三重県知事 へ

住所
名称
代表者氏名

このたび本農事組合法人は農事組合法人〇〇を吸収して合併しましたので、農業協同組合法第72条の35第3項及び農業協同組合法施行細則第31条第4項の規定により、下記の関係書類を添えてお届けします。

記

(関係書類)

1. 登記事項証明書
2. 合併後の定款
3. 被合併農事組合法人及び合併農事組合法人の合併の事由を記載した書面
4. 合併契約書謄本
5. 被合併農事組合法人及び合併農事組合法人の合併の議決に係る総会の議事録謄本
6. 役員名簿
7. 組合員名簿
8. 組合員に法第72条の13第1項第2号から第4号までに該当する者があるときはその名称及び所在地又は氏名及び住所を記載した書面

役員名簿

農事組合法人 ○○

○年○月○日

職 名	住 所	氏 名	生年月日	略 歴
代表理事				
理 事				
理 事				
監 事				

組合員名簿

農事組合法人 ○○

○年○月○日

	加入年 月日	住 所	氏 名	出資金			耕作面積ま たは農作業 従事日数
				口 数	金 額	出資金払 年月日	
組合員							

(第31条第6項様式)

農事組合法人の仮理事選任請求書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名
住 所
氏 名

(以下列記する。)

農事組合法人〇〇は、役員職務を行うものがないため、遅滞により損害を生ずるおそれがありますので、農業協同組合法第72条の22及び農業協同組合法施行細則第31条第6項の規定により、下記の関係書類を添えて請求します。

記

1. 〇〇農事組合法人の現況を具体的に記載した書面（別紙のとおり）

(第31条第9項様式)

農事組合法人理事の損害賠償結果の報告書

年 月 日

三重県知事 へ

住所
名称
代表者氏名

農業協同組合法第73条第2項の規定で準用する同法第35条の6第1項(第8項)の規定による損害賠償をいたしましたので、農業協同組合法施行細則第31条9項において準用する同細則第19条の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 損害賠償をした事由
2. 賠償者の氏名及び賠償金額

賠償者の氏名	賠償金額
	円
計	

3. 損害賠償をした相手先

(注) 法第35条の6第8項の規定による場合のみ損害賠償をした相手先を記入すること。